

農業者教育施設の歴史と新農業大学校について

—京都府における農業大学校を中心として—

嘉住熊二

1 はじめに

協同農業普及事業は、昭和23年に制定された農業改良助長法に基づき、都道府県と国との協同事業として発足してから40年を経過した。

この普及事業は、周知のとおり農業改良、生活改善及び農村青少年育成の3本柱を中心に事業が進められてきたところであるが、最近では、我が国農業に対する内外からの厳しい批判や提言のある中で、普及事業に対しても、行政管理庁からの行政監察勧告や臨時行政調査会の答申を受け、事業の運営及び活動のあり方について、大きく改善されたところである。また、農村青少年育成についても、日本経済の高度成長期以降担い手の他産業への流出、新規就業者の減少が進む中で、時代に対応した改善対策が進められてきたところである。

その改善対策の顕著なものとしては、農民研修教育施設（県農業者大学校）の助長法への位置付けによる農業後継者育成であり、さらに新農業大学校の設置による自営者並びに地域農業の指導者養成であろう。

筆者は京都府において、新農業大学校設置に関与した一人として、最近の農業後継者不足の中で、とりわけ厳しい中山間地域の農業の担い手不足対策を考えると、農業大学校の送り出す卒業生が、大規模専業農家を担う少数の自営者のみでなく、たとえ農業関連産業に就職しても農山村の地元に根をおろし、農村の活性化に尽力する農村後継者をも育成すべきであると痛感し、ここに農業者教育施設の沿革と施設の今日的課題をとおして、農業大学校の現代的意義を検討するものである。

2 農業者教育施設の沿革について

農業者教育施設には、大きく分けて二つの流れがある。その一つは、自営者養成機関としての経営伝習農場であり、いま一つは技術者養成機関としての農業講習所系といわれるものである。

(1) 自営者養成機関としての施設教育

我が国における自営者養成としての施設教育は、昭和9年に全国20か所に修練農場が設けられたことに始まる。この修練農場は昭和24年まで続けられた。

その後修練農場は昭和24年農林次官通達により経営伝習農場として名称変更されるとともに、運営についても、従来の鍛練主義的なものから経営合理主義的な指導にかわった。

昭和26年6月「経営伝習農場教育要綱」が制定され、その教育目的は、「農村の青年に対して農業経営ならびに生活についての実地教育を行い、新時代の日本農業を担当するにふさわしい知識と技術を身につけさせると同時に、教育修了後村に帰って青少年クラブの中核者または、改良普及員の良き協力者となることを期待する。」となっており、普及事業と関連づけた施設となった。

その後、昭和52年改良助長法の一部改正により、農業後継者としての農村青少年の研修教育を行う「農民研修教育施設」（県農業者大学校）として、法のもとに位置付け、昭和52年度から43校（1県1校）を計画的に開設することになった。

この改良助長法改正の主たる内容は、

- ① 農民研修教育施設による農業後継者育成を普及事業の中に位置付ける。
- ② 指導職員に改良普及員をあてることができる。
- ③ 農民研修教育施設の運営費、施設整備費、人件費に対し、国庫助成を行う。

等であった。

この助長法改正により、全国の経営伝習農場の大半が国の助成を受け、農民研修教育施設（県農業者大学校）として発足することとなったのである。

(2) 技術者養成機関としての施設教育

技術者養成としての施設教育は、明治32年に府県の農事試験場の設立に伴い、この農事試験場で農事実務者に対する講習と技術者養成の任務をもたせ、練習生制度として整備し、農会等の技術員の供給源としたことに始まる。

昭和14年には、農事試験場の練習生制度が国の補助対象となり、農会技術員養成所として、昭和23年まで技術員の養成が行われた。

昭和23年には普及事業が発足し、普及職員の養成と再教育が重要な課題となったため、従来の農業技術員養成所を廃止し、新たに農業講習所が設置されることとなった。

(3) 自営者養成機関と技術者養成機関の統合整備について

自営者養成機関としての県農業者大学校は昭和52年の改良普及助長法改正により、高校卒業者に対し2年間の専門的な研修教育を行うこととし、教育内容、施設の充実が図られてきた。

一方、技術者養成機関としての農業講習所は、昭和23年に設置され、改良普及員の養成機関として重要な役割を果たしてきたが、昭和40年代からは農業技術の高度化、農業者の高学歴化に対応し、改良普及員の採用が表1に示すように、4年制大学卒業者の方向へ進み、改良普及員の新規採用者が減少し、設立当初のような改良普及員の養成機能が著しく低下してきた。その結果として農業講習所を廃止する県が出現し、昭和55年には27県に減少するに至った。また施

嘉住熊二：農業者教育施設の歴史と新農業大学校について

表1 農業改良普及員の学歴別任用状況

学 年 次	大 学		短 大		農業講習所		高 校		計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
40	40	18	24	11	142	65	12	6	218	18
45	119	58	16	8	70	34	0	0	205	100
50	96	66	17	12	33	22	0	0	146	100
51	105	77	7	5	24	18	0	0	136	100
52	186	82	10	5	29	13	0	0	225	100
53	198	80	12	5	37	15	0	0	247	100

資料：農林水産省 普及教育課

設の名称も農業大学校、農業短期大学校等に改称するとともに、自営者養成機関と一体化した組織機構とする県も多くなった。

次に両施設の教育内容をみると、農業講習所は、農業技術者養成という建前からみて、学校教育に近いものとして年間標準時間は、3060時間とし、学科40%に対し実験実習60%の割合であり、学科内容は府県の自然的、社会経済的条件に基づき、その時代の農業、農村の特殊性を踏まえたものとなっている。

他方、県農業者大学校の2年間の研修教育の総時間数は、2800時間以上で学科20~30%に対し、演習、実験、実習を70~80%の割合としているが、このうち、演習についてみると、教室内の講義に基づき、事例を用いて試算、分析、設計等を行って実践力をつけるもので、これを広い意味の学科としてとらえるならば、農業講習所における学科と実験実習との割合と県農業者大学校の時間割とはあまり差がないものと認められる。

さらに、両施設の卒業者の進路についてみると、農業講習所における卒業者の進路は、所期の目的であった改良普及員は毎年3%前後(昭和55年3月卒業で2.7%)に低下し、代わって農業団体職員約30%、会社員約15%、公務員約10%と就職する者が多く、さらに特徴的なことは、農業就業者が約35%と多くなっている(昭和56年農林水産省普及教育課調べ)。また、農業団体や会社に就職している者の中にも、将来就農することを希望しているが、現在両親が若いので当分の間他産業に就職している者が含まれている。

他方、県農業者大学校においては、昭和53年~57年の5年間に卒業した者は11,306人で、このうち卒業後直ちに就農した者は、7,278人(卒業者の64%)と高いが、ここでも、現在両親が若い等の理由から農業団体や関連産業等に一時就職する者も18%程度みられる(農林水産省普及教育課)。

このように農業講習所と県農業者大学校は、入学資格、修業年限が同一の上に、教育内容、教育方法、卒業後の就業志向にかなり類似性がみられ、両者を別々に存続させておく必要性が

薄れてきたのである。

以上述べてきたことから、農業講習所と県農業者大学校の良い面を生かしながら、両者を統合整備し、新たな観点に立って一層実践的な研修教育を重視し、短大2卒相当の資格を与える方向で、新農業大学校構想が出されたのである。

3 新農業大学校について

新農業大学校は、昭和56年8月農林水産事務次官通達により、昭和52年の助長法改正で制定された農民研修教育施設設置運営要領を一部改正し、農業講習所と県農業者大学校を統合し発足することとなった。

(1) 新農業大学校の教育目標及び教育内容

ア 教育目標

新農業大学校の教育は、次代の農業・農村及び農村社会を担う農業後継者の養成を図ることを目的とし、この目的達成のため養成部門と研修部門の2部門を設置する。

養成部門は、農業後継者を対象に2年間の長期の研修教育を行うこととし、研修部門では後継者、集落リーダー、改良普及員等に対し短期の研修教育を行うもので、その目標は次のとおりである。

- ① 近代的な農業経営を行うために必要な技術能力、経営管理能力及び組織活動能力を習得させる。
- ② 豊かな経営感覚を涵養し、技術、経営の革新に対応できる能力を習得させる。
- ③ 幅広い視野と協調性を養う。

イ 教育内容

養成部門には、都道府県の農業及び農村事情等に応じて必要な専門課程及び専門コースを置くことができる。この専門課程及び専門コースは、農産、園芸、畜産等のことであって自営者養成課程、指導者養成課程という分け方ではない。

2年間の研修教育の総時間数は2800時間以上で、教育する科目は教養科目、専門科目、特別活動に大別し、更に専門科目を専門課程に関係なく全員が履修する共通科目と、専門課程ごとに履修する専攻科目に分けている。それぞれ充てるべき時間割合は、教養科目が10%程度、専門科目が85%程度（うち共通科目20%、専攻科目が65%程度）、特別活動が5%程度となっている。

この履修教科をこれまでの県農業者大学校と比較すると、幅広い応用力のある人材を養成する観点から、教養科目と共通科目が内容時間とも重視されている。

研修教育の方法は、実践的研修教育を主体とすることから、講義、実験、演習50%、実習50%の割合となっている。また、専門科目の学習の展開にあたっては、基本学習、先進地農家等

体験学習、総括学習に区分し、これを有機的、段階的に関連させて進めることとなっている。

また、新農業大学校では、全寮制をとることとなっている。この全寮制は学校運営上大きな負担となるが、実践教育を効果的に行う上で必要であり、青年期の一時期共同生活を行うことが重要であるとの認識で全寮制としたものである。

研修部門については、生涯教育の観点に立って、成長段階や役割に応じて各種研修教育を体系的に行うものとし、研修の種類、対象期間、内容等は知事が定めることとなっている。なお、現在の研修の中では、普及事業の一環として、高校生に対する緑の学園の開催、農業青年に対する講座制研修の一部及び集落リーダー研修の一部等を実施している。

(2) 新農業大学校の設置状況

全国の新農業大学校の設置状況は、平成元年度設置予定校も含めて35校となっている。設置している専門課程やコースについてみると、各府県の農業事情を反映した作目ごとのコースが設定されている。ユニークなものは、群馬県が経営学科を設け、その中に地域営農課程を設置し、岩手県、宮城県及び栃木県では生活課程を設置している。また、このほか助成対象外として認定外の学科課程を設けているものとしては、蚕業関係課程が7県、林業関係課程が3府県、中卒者対象としての営農学科1県、短大卒業生対象の生物工学科を設置しているところもある。

表2 農民研修教育施設への応募者、入校者数の推移

年次	施設数	応募者数	入校者数	競争率	備考
50	53	3,182 ^人	2,412 ^人	1.32	経営伝習農場
51	54	3,903	2,918	1.34	〃
52	53	3,403	2,538	1.34	県農業者大学校
53	53	3,750	2,625	1.43	〃
54	53	3,604	2,771	1.30	〃
55	52	3,305	2,497	1.32	〃
56	51	3,092	2,243	1.38	新農業大学校3 (3)
57	51	2,717	2,045	1.33	〃 7 (4)
58	50	3,149	2,513	1.25	〃 16 (9)
59	49	2,845	2,140	1.33	〃 26(10)
60	50	3,051	2,356	1.29	〃 31 (5)
61	49	3,539	2,683	1.32	〃 32 (1)
62	47	3,496	2,683	1.33	〃 32 (-)
63	45	3,096	2,458	1.26	〃 33 (1)

資料：農林水産省 普及教育課

注 1)備考の数は新農業大学校数で () は単年度設置校数

2)63年度の入学定員数は2,720人

(3) 新農業大学校への入校応募状況と卒業者の進路

昭和56年度か新設された新農業大学校を含む農民研修教育施設の最近の入校生応募状況は、表2のとおりである。この表からみると、昭和56年度以降施設数が減少したことに伴い応募者は減少しているが、入校者数からみた競争率は概ね1.3倍となっている。

昭和63年度は、入校総定員数2,720人に対し、応募者数3,096人で、入校者数2,458人となっており、総定員数に対する充足率は90%である。応募者数が定員を上回っているのにもかかわらず入校者数が定員を割っているのは、応募者数が定員を割っている府県があることと、応募者のうち他大学等と二股をかけている者がかなりあるためと思われる。

卒業者の進路状況をみると、昭和50年度から62年度の5年間で、就農者率は県農業者大学校当時の64%に対し、47%となり、17%を減少している。特に61年度以降は就農者率が40%以下となり、逆に他産業への就職者率が51%で全体の第1位を占めるなど、卒業者の半数以上が就職という結果になっている。

(4) その他資格取得等について

養成部門の卒業生に対する資格等については、人事院規則上の学歴免許等の取り扱いを短大2卒に該当させているが、改良普及員資格試験の受験資格については、昭和59年の条例改正により、4年制大学卒業者又は卒業見込みの者及び短期大学、農業講習所、新農業大学校等において卒業した者で卒業後2年間規定職務に従事した者等を受験資格としたので、新農業大学校卒業見込みでは受験資格は与えられていない。

4 京都府における農業者教育について

(1) 京都府における農業者教育施設の沿革

京都府における農業者研修教育施設としての農業大学校の沿革は図1のとおりである。

(2) 京都府立農業大学校の設置経過について

京都府は、昭和48年に施設の統合を行い、指導者養成を中心としながら自営者養成を行ってきた。昭和52年には国の助長法改正により、県農業者大学校設置の指導を受け、「農民研修教育施設運営改善企画会議」を設置して慎重に検討を行ってきた。

この農民研修教育施設運営改善企画会議は、京都府立大学高嶋教授（現名誉教授）を座長に、府農業協同組合中央会、府農業会議、指導農業者、農業青年、自営者養成機関及び指導者養成機関の両施設の同窓会、府教育委員会、農業関係学科をもつ高等学校の代表者等をメンバーとして検討をすすめた。検討の結果、県農業者大学校設置には次のような問題点があった。

ア 資格取得について

- ① 自営者養成を目的とするため、短大2卒相当の資格が与えられない。

③ 県農業者大学校開校当初は応募者数が多かったが、次第に少なくなった。

④ 自営者養成と指導者養成の併設校の場合は学生間のトラブルが起った。

こうした問題点を踏まえ、企画会議では京都府として次ぎのような方針をまとめた。

ア 改良普及員資格試験受験資格及び短大2卒相当の資格は維持すべきである。

イ 現在の農業事情では、農業後継者を多く育てることは困難である。むしろ農村後継者を育成すべきであり、そのために各種の資格が必要である。

ウ 農村青年に対しては、別途魅力ある研修施策をとること。

なお、短大2卒相当の資格が取得でき、指導者養成も対象とした農業大学校の設置を国に要望することとして、県農業者大学校制度にのることは見送ることとなった。

その後、国は自営者及び指導者を区分せず一元的に教育し、且つ短大2卒相当の資格を与えるという新農業大学校構想(案)を打ち出したのである。京都府の企画会議としては、問題点の一つであった資格が得られ、且つ一元的教育の方向が出されたことに賛意を表明し、なお、専門教育の強化、生活課程の設置、短期研修の充実などの要望をまとめて、昭和55年3月に農民研修教育施設運営改善企画会議の幕を閉じた。

その後、昭和55年度に農林水産省から新農業大学校設置の方針が出され、各府県から設置に対する要望が殺到した。京都府は昭和54年度までの設置運営企画会議の結果を踏まえ、いち早く新農業大学校の設置構想をまとめ、先発モデル校となるよう他府県に先駆けて府立農業大学校の設置に踏み切ったのである。

(3) 京都府立農業大学校(新農業大学校)の現状と課題

京都府立農業大学校は、以上のような経過をへて昭和56年4月発足し、昭和56年度から58年度の3か年で約8億2千万円を投じて施設も整備された。なお、当大学校の現状及び課題は次のとおりである。

ア 教育目的

府立農業大学校の教育目的は、農林業の指導者及び農林業自営者を志す者並びに中核的農林業者及び農林業指導者に対し、農林業に関する知識及び技術を修得させ、地域社会のリーダーとして活躍する実践的農林業者を養成する。

イ 教育体系

新設の農業大学校は、専門課程の設置による教育内容の強化を図るため、養成部門と研修部門の2部門を設置した。養成部門は高校卒業者を対象に修業年限を2か年とし、1学年の定員を40名にして、農産、園芸、畜産、林業の4専門課程を設け、さらに専門課程ごとに専攻コースを設けている。この教育体系は図2のとおりである。

次に、研修部門は、広く中核的な農林業者や第一線の農林業指導者及び農林業後継者としての農村青年、農林業関係の高校生を対象に短期研修を実施するものである。

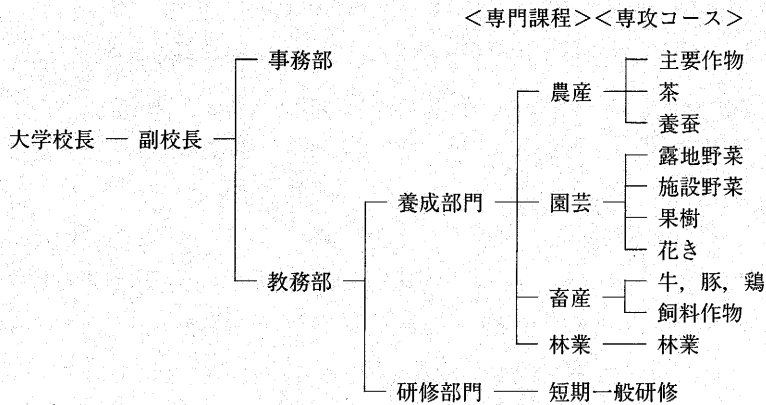


図2 京都府立農業大学教育体系図

ウ 学生の応募状況

府立農業大学校の定員数は1学年40名で、学生の応募状況は表3のとおりである。応募者数は、昭和56年の開校当時は62名で1.6倍の競争率であったが、その後59年までの4年間の競争率は1.3～1.5倍であった。しかし、昭和60年以降はほぼ定員数で、入校者数は定員を割っている。

農業大学校では、こうした状況を踏まえ、府関係機関と連携して、優秀な学生を一人でも多く集めるため、関係高等学校、市町村、農協等へ働きかけるとともに、昭和58年度から推薦入学制度を導入し、定員の20%を推薦入校させることとした。

表3 京都府立農業大学校における学生の応募・入校者数
(定員40名)

年次	応募者数 (A)	合格者数 (B)			競争率 (A)/(B)	出身課程別		
		合格者	うち推薦	うち女子		農業関係学科	普通科	その他
56	62 ^人	40 ^人	— ^人	4 ^人	1.55	19 ^人	17 ^人	4 ^人
57	54	40	—	0	1.35	18	22	0
58	56	40	6	2	1.40	16	23	1
59	60	40	8	2	1.50	21	17	2
60	41	35	7	2	1.17	15	17	3
61	41	37	9	5	1.11	20	16	1
62	42	32	11	1	1.33	20	12	0
63	33	32	7	3	1.03	16	15	1

資料：京都府農林水産部

エ 卒業生の進路状況

昭和57年度から62年度までの6年間の卒業生総数は193名で、その進路状況は表4のとおりである。これによると最も多いのは、農林業団体の42%で、次が農業関連企業の26%となり、一般企業も含めた民間企業の占める率は31%になっている。自営者は9%で農業講習所当時の5%より高くなっている。

また、農業大学校設置の目的とした農林業指導者と自営者の養成の点からみれば、指導者及び自営者の道に進んだ率が卒業生総数の65%であり、また、農村後継者の育成や将来の農業の担い手としての在村後継者の育成といった観点からみても、自宅通勤者が150名で77%の多数を占めていることは、所期の目的を達したといえることができる。

表4 京都府立農業大学校卒業生の進路

年次	卒業生数	農業自営		農協	森林組合	民間企業		公務員				その他
		即自営	研修数			農業関連	一般	国	府県	市町	学校	
57	34 ^人 (28)	1 ^人 (1)	— ^人	13 ^人 (13)	2 ^人 (2)	12 ^人 (8)	1 ^人 (1)	1 ^人 (1)	— ^人	2 ^人 (1)	— ^人	2 (1)
58	34 (24)	3 (3)	—	14 (13)	2 (2)	9 (3)	2 (2)	2 (1)	1 —	— —	— —	1 —
59	33 (24)	1 (1)	—	15 (13)	3 (2)	10 (5)	1 (1)	— —	— —	2 (1)	1 (1)	— —
60	32 (31)	2 (2)	—	17 (17)	1 (1)	5 (4)	1 (1)	6 (6)	— —	— —	— —	— —
61	27 (22)	3 (3)	2 —	7 (7)	— —	5 (4)	2 (2)	4 (4)	— —	1 (1)	1 —	2 (1)
62	33 (20)	2 (2)	3 (1)	8 (8)	— —	10 (3)	2 (2)	6 (4)	— —	— —	1 —	1 —
計	193 (149)	12 (12)	5 (1)	74 (71)	8 (7)	51 (27)	9 (9)	19 (16)	1 —	5 (3)	3 (1)	6 (2)
構成比	100	8.8		38.3	4.1	26.4	4.7	9.8	—	2.6	1.6	3.1

資料：京都府立農業大学校

注 1)は自宅通勤者、総卒業生に占める自宅通勤者 77.2%

オ 運営上の課題

① 履修時間が多い。国の要綱では、2年間で2,800時間以上の学習が定められているが、京都府では2年間で3,564時間となっている。この時間数が多い原因は、自営者養成と指導者養成が区分されていないところにある。学生も進路方針が入校時に明確でない者が多いため、広く学習させておきたい。即ち、卒業生全員に短大卒の資格だけは取得させたい等のため、無理なカリキュラムとなっている。

② 学生の学力に差がある。表3で見られるように、入校者の出身課程は農業関係学科と普通科に大きく分けられる。この2課程の人数はほぼ均衡しているが、教養科目と共通科目を大部分履修しなければならぬ1学年において、理解度に大きく格差を生じ、学習意欲の低下をまねいている。

③ 指導体制について。専任指導職員11名と外来講師69名（大学教員，試験研究職員，農林行政職員，農林業団体職員，その他）となっているが，外来講師による授業内容と専任指導職員との授業内容の連携，特に教室内の授業と実習との関係等うまくいくのかどうか，この点においても履修時間の削減のカリキュラムを検討し，外来講師をできるだけ少なくし，専任職員による指導体制の強化を図ることが必要ではなからうか。

5 農業大学校の今日的意義

農業後継者育成については，我が国の高度経済成長時代から始まった担い手の他産業への流出，新規就農者の減少等からみて，その対策が論議されてきたものの，農業政策として抜本的対策のないまま今日に至っているのである。また，市町村，農業団体においても，農業の後継者問題は農業改良普及事業の問題として軽視してきた嫌いがあった。このことは農業構造改善事業の計画書等，市町村から提出される書類も，近代化施設や生産計画等のハード面は綿密に計画がたてられているが，ソフト面の担い手対策では，全く手つかずか通り一遍の総論で終始していることからいえる。

こうした政策上の遅れから農業後継者不足はますます進みつつある。特に，中山間地域では，農業の担い手は高齢化し，若者の農業専従者は勿論のこと村を守る若者が殆どいないのが実態である。

また一方では，大都市における過密化の激化に伴い都市住民の価値観が変化し，自然環境や農山村に対するあこがれと関心が高まっている。こうしたことから今日では，都市からの脱出を希望し，農山村への新規参入も生まれつつあることは周知のとおりである。

こうした中で，今日における農業大学校の果たす役割と期待は何かについて検討すると，

(1) 自営者養成への期待

京都府における専業農家数は，農林水産統計によると昭和63年では5,230戸になっている。京都府農業の第一の担い手としてこの専業農家数を維持していくためには，農業者一世代を30年として単純計算すれば，毎年の補充人数は174名が必要となる。しかし，京都府における新規就農者の実態は，最近10年間の平均で約30名となっており，新規補充率は17%にすぎない。

さらに京都府では，丹後国営農地開発事業を昭和59年度から実施しているが，この事業で造成される新規開拓農地は約2000ha計画されている。既に昭和63年度末までに130haの農地が造成され，営農を開始しており，平成7年度には1000haの造成が見込まれている。この事業が計画どおりに実施されれば，1農家当たり5haの営農としても，平成7年度までに200人の担い手が必要となる。この担い手をどう確保するのかについては，京都府農政の大きな課題でもあり，農業大学校に期待するところが非常に大きい。

農業大学校としては，これらの期待に応えられる指導方針として，丹後国営の営農の担い手

育成に視点をあてた専攻コースの新設とか、開発農地の現地営農実習を必須化したカリキュラムの編成等、学生に畑作営農の魅力を涵養する必要があるであろう。

(2) 市町村、農林業団体の技術者養成への期待

最近、市町村、農林業団体における技術者の補充が問題となっている。全国には農学系大学が多く、この卒業生が市町村、農林業団体にも就職しつつあるものの、大卒技術者は、数年で現場指導から離れて他の部署にかわっていくことが多い実態にある。こうした状況の中で、地域の農林業を支える技術者は、農業大学校で賄うことが大切ではなかろうか。

最近では農家出身の学生においても、先にも述べたように現在親が若いとか、経営規模の拡大が困難等から、農業大学校卒業後直ちに営農できない者が多いことと、非農家出身の学生においても、農業関連の企業や技術者に就職を希望する者が多い実態にあるところから、卒業後直ちに就農しなくても、市町村職員や農協職員として郷里へ帰り、地域の活性化を担う農村後継者として期待するものである。

6 おわりに

農業大学校も開校してから8年を経過したが、農業講習所から再出発した農業大学校は、府下の農林業関係者から大きな期待がもたれている。

農業大学校を開校するにあたって重点とした事項は、①専門課程の設置による教育内容の強化、②教授陣、施設整備による教育内容の充実、③林業課程の新設、④一般農林業者、農林業指導者対象の研修部門の設置、の4点であった。

今後の厳しい農業情勢の中で、農業、農村をさらに発展させるためには、従来以上の高度な技術と幅広い教養を身につけた農業後継者及び農業指導者が必要となるだろう。こうした質の高い農業、農村後継者等の育成には、それにふさわしい情熱あふれた指導職員が確保されなければならない。当農業大学校が開校するにあたって重点とした課題の一つである教授陣の充実について（職員の評価と待遇を含めて）さらに強化することが、農業大学校への期待に応える近道ではないだろうか。

参考・引用文献

- [1] 普及事業30周年記念誌 全国農業改良普及協会
- [2] 京都の農業改良普及事業 京都府
- [3] 京都府農業総合研究所八十年史 京都府
- [4] 農業改良助長法の改正と後継者問題 農業および園芸 第52巻・第8号
- [5] 農業後継者と農業発展 長谷山俊郎 農業および園芸 第60巻・第2号
- [6] 見直そう農業の担い手問題 川崎昇三 農業および園芸 第63巻・第1号、第2号
- [7] 県農業者大学校の最近の動き 野口洋一 普及情報 No96 全国農業改良普及協会
- [8] 開かれた大学校をめざして—新農業大学校構想— 野口洋一 普及だより 第440号 農林水産省
- [9] 農業後継者育成と経営教育 稲本志良 農業経営の教育と普及 全国農業改良普及協会